

事 務 連 絡

令和4年9月9日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

徳島市健康福祉部高齢介護課

### 契約時におけるサービス割合等の説明について（通知）

日頃から本市の介護保険事業に、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護保険制度改正により、指定居宅介護支援事業の提供の開始に際し、下記の内容について、利用者又はその家族に対して懇切丁寧に口頭での説明を行うとともに、文書を交付し、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得ることが規定されました。

（説明する内容）

- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

このことについて、複数の事業所において、適切な取扱いがなされていない事例が散見されましたので、再度周知いたします。また、文書を交付して説明<sup>※1</sup>を行っていることが確認できない場合（文書の保管<sup>※2</sup>や記録がされていない等）にも、契約時から当該状態が解消されるに至った日の前日までの間、運営基準減算が適用されます。ご注意ください。

※1…説明とは、文書を交付することによる説明を要します。

従って、口頭で説明したことを支援経過に記録しているだけでは足りません。

※2…文書の保管の例として、令和3年度報酬改定 Q&A (Vol.3) 令和3年3月26日（介護保険最新情報 Vol.952）問111のように説明を行う場合には、重要事項説明書等と別紙を綴じ、一緒に保管するといった方法が考えられます。

参考

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚省令第 38 号）」第 4 条第 2 項

以 上

健康福祉部 高齢介護課 管理係

TEL：088-621-5587